

政令第百五十九号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十の二第二項中「第六十七条第一項」の下に「及び第六十八条の二第一項」を加え、「第六十九条第一項」を「第六十八条の五第一項及び第二項中「社会福祉住居施設」とあるのは「社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「社会福祉住居施設の設置者」とあるのは「社会福祉住居施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法第六十九条第一項」に改める。

第七百七十四条の四十九の七第二項中「第六十七条第一項」の下に「及び第六十八条の二第一項」を加え、「第六十九条第一項」を「第六十八条の五第一項及び第二項中「社会福祉住居施設」とあるのは「社会福祉住居施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、同条第三項中「社会福祉住居施設の設置者」とあるのは「社会福祉住居施設の設置者（都道府県を除く。）」と、同法第六十九条第一項」に改め、同条第三項中

「並びに同法第七十二条第二項の規定による第一項第二号に規定する事業の制限又はその停止についての都道府県知事の命令に関する規定」を削る。

## 附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

## 理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、社会福祉住居施設に関する事務についての大都市等の特例を定める等の必要があるからである。